**物品貸借に関する覚書**

地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター　総長　　　　（以下「甲」という。）と治験依頼者 代表者名（以下「乙」という。）並びに開発業務受託機関 代表者名（以下「丙」という。）との間において、和暦（西暦）年　　月　　日付で締結した治験薬　　　　の臨床試験（以下「本治験」という。）に関する治験契約書（以下「原契約」という。）に基づく本治験に使用する物品の貸与に関し、甲、乙及び丙は以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

記

（貸与物品）

1. 乙及び丙は、本治験実施にあたり、下表に掲載の物品（以下「本物品」という。）を甲に無償で貸与する

　ものとする。本物品の貸与期間は、原契約締結日から本治験終了（又は中止）日までとし、甲は、本治験終了（又は中止）後、遅滞なく本物品を返却するものとする。なお、本物品の搬入、取付け、取りはずし及び撤去に

　要する費用は、乙又は丙が負担するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物　品　名 | 規　格 | 数　量 | 単　位 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　乙及び丙は、本物品が貸与品であると判断できるようにラベル等の標識を付した後、貸与する。

（転貸等の禁止）

第２条　甲は、本物品を本治験の実施にのみ使用するものとし、第三者に転貸及び譲渡してはならない。

（保守・管理）

第３条　甲は、本物品を適切に管理し、正常に稼動操作できる状態に維持するものとし、また、理由の如何にかか

　わらず、本物品を改造してはならない。

２　甲は、本物品について故障その他の理由により修理が必要となったときは、速やかにその旨を乙及び丙に通知する。

３　乙及び丙は、本物品の貸与期間における管理、および維持のための部品および付属品の取り替え、補修、修理、定期または不定期の検査等に係る一切の費用を負担するものとする。

４　甲は、前条並びに本条第１項及び第２項の規定に違反し、本物品を破損紛失したときは、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、乙又は丙に対し賠償の責を負わないものとする。

（協議事項）

第４条　甲、乙及び丙は、本覚書契約の当事者が本覚書に違反した場合、甲、乙及び丙により違反した状態の改善

　に係り協議するものとする。

２　本覚書に定めのない事項、および疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙は別途協議の上、決定する

　ものとする。

以上合意の証として本書を３通作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各１通を保有する。

和暦（西暦）年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | 神奈川県横浜市南区六ツ川２－１３８－４ |
|  | 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 |
|  | 神奈川県立こども医療センター |
|  | 総　　長　　　　　　　　　　　　　　　　 印 |

|  |  |
| --- | --- |
| 乙 | 住所 |
|  | 治験依頼者 |
|  | 代表者　　　　　　　　　　 　　　　　　印 |
|  |  |
| 丙 | 住所 |
|  | 開発業務受託機関 |
|  | 代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印 |
|  |  |